

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年5月10日（平成28年（行情）諮問第357号）

答申日：平成29年7月3日（平成29年度（行情）答申第128号）

事件名：特定事務連絡を受けて広島労働局内において石綿関連文書の取扱いに  
関して行われた会議等の内容を記載した文書の不開示決定（不存在）  
に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定事務連絡を受けて、広島労働局内において、石綿関連文書の取扱いに関して、会議、打合せ等話し合う場がもたれた場合にはその内容を記載した文書（配布資料を含む）」（以下「本件請求文書」という。）に対し、これを保有していないとして不開示とした決定について、諮問庁が新たに「部議の記録」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とすべきとしていることは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、広島労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成27年12月18日付け広労発基1218第2号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について取り消し、保有していないとして不開示とされた本件対象文書の開示を求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

本件は、「平成27年9月1日付厚生労働省労働基準局総務課長補佐（総務・広報担当）、監督課監督・監察担当中央労働基準監察監督官、補償課長補佐（業務担当）、安全衛生部計画課長補佐（企画・法規担当）発都道府県労働局労働基準部長宛事務連絡「石綿関連文書の保存状況の確認について（依頼）」」（以下「特定事務連絡」という。）を受けて、広島労働局内で当該につき会議、打ち合わせ等がもたれた際の文書（配布資料含む。）の開示を求めたものである。

そして特定事務連絡は、広島労働局に限らず全都道府県労働局労働基準部長宛てに発せられていることから、広島労働局以外の他局について

も同様の行政文書の開示請求を行ったところ、次の各文書が部分開示決定されている。

- 「復命書（第1回労働基準監督署長会議の出張報告）平成27年10月16日付」「復命書（平成27年度方面主任・監督課長会議の出張報告）平成27年10月22日付」「第6回基準部議概要（平成27年10月27日）」（以上、栃木労働局）
- 「石綿関連行政文書の誤廃棄について」（千葉労働局）
- 「臨時労働基準監督署長会議の開催について（平成27年9月25日事務連絡）」「平成27年度臨時労働基準監督署長会議（平成27年9月29日）次第および会議資料」（以上、東京労働局）
- 「平成27年9月度監督課内会議議事録（平成27年9月3日）」「労働基準部部議議事録（平成27年9月18日）」「平成27年10月度監督課内会議議事録（平成27年10月6日）」（以上、福井労働局）
- 「平成27年度第2回労働基準監督署長会議 会議記録表（平成27年10月15日）」「山梨労働局における石綿関連文書の誤廃棄について（平成27年10月13日）」（以上、山梨労働局）
- 「石綿関連文書に係る点検作業について（労災補償課）」（長野労働局）
- 「メール文書FW：石綿関連文書の保存状況の確認について（補足）（2015年9月25日）」（静岡労働局）

上記のとおり他局では平成27年9月1日付事務連絡を受けて、「労働基準監督署長会議」等の会議を（局によっては臨時で）開催し、局内での対応等を検討している。メールで連絡をとる静岡局の場合もあるし、また千葉局のように各署からの廃棄報告を受けた後に「再発防止対策」等についての文書を発している局もある。

しかるに広島労働局においては、「国の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあり」という理由で不開示決定がなされたが、これはいかにも不自然である。

実際、広島労働局においても大量の石綿関連文書が廃棄されていたのであり、この件について局内で会議等の話し合いの場を何ら設けなかったのであろうか。もし会議等の話し合う場そのものを設けなかったのであれば、それは行政の怠慢であり、労働行政を司る資格はなく、そんな労働局は要らない。

広島労働局はそこまで無能ではないのであろうから、他局と同様に、開示請求に係る何らかの行政文書を保有している蓋然性が高い。

## （2）意見書

特定事務連絡において、保存状況を調査・確認するように指示された

石綿関連文書は 別紙 1 として列記され、さらに「以下の文書以外にも該当文書があれば点検願います。」と記されている。このことから保存状況を調査・確認する文書がいかに膨大なものであるかが伺える。しかも別紙には、「監督関係」「賃金関係」「安全衛生関係」「労災関係」と記されているように、石綿関連文書を保存すべき部署ないし調査・確認する部署が複数にわたることが容易に理解できる。

このことから、労働局内にて関係部署の責任者を集めた打合せ等を行わずに、労働基準部から各労働基準監督署並びにその他の関係先に対して報告を求める文書を発することはできないはずである。それに、労働局の各課においても、特定事務連絡に基づき、各労働基準監督署からの調査回答にどの様に対処するかについて打合せ等を行っているはずである。

広島労働局労働基準部長が発した事務連絡（平成 27 年 9 月 3 日発）には、「具体的な点検方法については、別途健康安全課長から連絡させるので、当該連絡により報告されたい。」と記されている。このことから、特定事務連絡を受けて、広島労働局内で会議・打合せ等がもたれ、健康安全課長から連絡を行うことが決められたことは明らかである。

また、広島労働局労働基準部健康安全課長が発した事務連絡（平成 27 年 9 月 4 日発）には、具体的な点検方法が記されており、局への報告期限が決められ、報告先と担当者名が記され、「メールで送付する。」との指示が記されている。そして、「石綿関連文書が他の文書とともに編綴されているものについては、石綿関連文書を抜き出し、別途、石綿関連文書に係る独立した行政文書ファイルとして改めて編綴し直すことが指示されていますので、必要に応じ、その準備作業として、本確認作業を利用することにも配慮してください。」との指示も記されている。

この文書の内容は、健康安全課長一人で発出する事務連絡の内容を超えており、他課等において一定の権限を有した担当者との会議・打合せ等を抜きに出せるものではない。

さらに、この事務連絡においては、「なお、労災関係については、別途、当局労災補償課長から連絡されることを申し添えます。」と記されている。このことから、最低でも健康安全課と労災補償課の責任者で会議・打合せ等を行ったことは明らかである。

ちなみに、健康安全課長の事務連絡にある広島労働局労働基準部労災補償課長から各労働基準監督署並びにその他の関係先に対し報告を求め発出した文書は、開示されていない。

本来あってはいけない誤廃棄事件が発生し、文書の保管状況を調査・確認したうえで、今後の再発防止にむけた取り組みをどうするのかは国民の最大の関心事である。労働局労働基準部長が発した事務連絡には、

文書の保存・綴りに関する今後の対処を指示する内容も含まれており、打合せ等がもたれた際の議事録や決定事項を記した文書が存在するはずである。

また、各労働基準監督署からの報告を受けて今後の対処について打合せ等がもたれていないのであれば、今回の誤廃棄事件が今後の事務処理に活かされないということであり、そのようなことは無いはずである。

よって広島労働局等内で当該につき会議、打合せ等がもたれた際の文書（配布資料含む。）について、「関係課室の担当者4～5名程度による打合せを数回実施していたが、議事を作成する類いのものではなく、その記録については行政文書としては作成・保存していない」「平成27年10月5日に開催された部議の記録を新たに本件対象行政文書と特定すべき」との諮問庁の理由説明書は、あまりにも狭義に解釈した判断である。

よって、広島労働局等内で当該につき会議、打合せ等がもたれた際の文書（配布資料含む。）を保有していないとする不開示決定は誤りであり、狭義に解釈せずに広く解釈し、保有する文書を開示すべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

##### (1) 本件審査請求の経緯

ア 審査請求人は、平成27年10月21日付け（同月22日受付）で、広島労働局長（処分庁）に対して、『特定事務連絡に係る下記の行政文書。

当該事務連絡を受けて、広島労働局内にて、石綿関連文書の取扱いに関して、会議、打合せ等話し合う場がもたれた場合にはその内容を記載した文書（配付資料を含む）。』に係る開示請求を行った。

イ これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成28年2月9日付け（同月10日受付）で審査請求を提起したものである。

##### (2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、本件対象行政文書を保有していないとして、法9条2項の規定に基づき不開示とした原処分はこれを取り消し、下記3（1）に記述する「部議の記録」を新たに本件対象行政文書として特定し、改めて開示決定等を行うことが妥当であると考えます。

##### (3) 理由

ア 本件対象行政文書について

審査請求人が審査請求書において何らかの行政文書を保有している可能性が高いと主張している本件対象行政文書は、広島労働局内において、特定事務連絡が発出された後に、石綿関連文書の取扱いに

関して、会議打合せ等話し合う場（以下「打合せ等」という。）が持たれた場合にその内容を記載した文書であり、打合せ等の議事録、議事概要、配付資料であると判断した。

諮問庁において、本件審査請求を受け、改めて広島労働局に特定事務連絡発出当時の対応状況を確認したところ、平成27年10月5日に同局労働基準部において開催された定例の部議において、労働基準部長から石綿に係る文書管理のルールについて指示が行われていた。しかし、話し合いを行ったものではなく、また特定事務連絡を契機として開催されたものではないと狭義に解釈し、本件開示対象行政文書ではないと判断したことがわかった。さらに、同局労働基準部内においては関係課室の担当者4～5名程度による打合せを数回実施していたが、議事を作成する類いのものではなく、その記録については行政文書としては作成・保存していないとのことであった。

本件対象行政文書については、打合せ等の開催の契機が特定事務連絡であったものに限らず、また協議事項か指示事項かに関わらず議題とされていれば広く解釈することが適当であると考えられることから、平成27年10月5日に開催された部議の記録を新たに本件対象行政文書と特定すべきと判断した。

#### イ 法5条1号、2号及び6号柱書の不開示情報該当性について

本件対象行政文書には、①開催日付、②出席者、③労働基準部長の指示内容として（ア）局議における局長指示事項、（イ）局議での労働基準部からの報告内容、（ウ）労働基準部長指示事項、④10月の行事予定、⑤各課・室からの情報、⑥協議事項、⑦次回の会議の予定が記載されており、別添として⑧平成27年10月の行事予定表及び⑨労災補償課配布資料が添付されており、石綿関連文書に係る記述を除き、通常公開されることが想定されていない内部的な会議における検討、指示に係る情報が含まれている。また、システムの仕様や情報セキュリティ対策に係る記述等が記載されており、これらは公にされることにより、各システムの安全性に影響を及ぼすおそれのある情報である。よって、これらの情報は、国の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報であり、法5条6号柱書きに該当するため、不開示とすることが妥当である。

さらに、⑧の文書には、裁判を行っている個人名等であって、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害する

おそれがある情報があり，法5条1号本文に該当し，かつ同号但し書きイからハまでに該当しないため，これらの情報が記載されている部分については，不開示とすることが妥当である。

また，③の文書には，法人名称等の情報が含まれており，公にすることにより，当該法人等の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であり，法5条2号イに該当することから，これらの情報が記載されている部分については，不開示とすることが妥当である。

#### (4) 結論

以上のとおり，原処分において，本件対象行政文書を保有していないため不開示としたものの，平成27年10月5日に広島労働局労働基準部において開催された定例の部議において，石綿関連文書の管理について，指示事項の一つとなっていたことが認められたので，原処分を取り消し，当該「部議の記録」を新たに本件対象行政文書として特定し，上記(3)イで不開示情報に該当するとした部分を除き，開示することが妥当である。

## 2 補充理由説明書

平成28年5月10日付け厚生労働省発基0510第5号により諮問した平成28年(行情)諮問第357号に係る理由説明書(以下「理由説明書」という。)について，下記のとおり補充して説明する。

### (1) 不開示情報該当性について

理由説明書の(3)イについて，以下のとおり修正する。

#### イ 法5条1号及び2号イの不開示情報該当性について

本件対象行政文書には，(i)部議記録として，①開催日付，②出席者，③労働基準部長の指示内容として(ア)局議における局長指示事項，(イ)局議での労働基準部からの報告内容，(ウ)労働基準部長指示事項，④10月の行事予定，⑤各課・室からの情報，⑥協議事項，⑦次回の会議の予定が記載されており，別添として(ii)平成27年10月の行事予定表及び(iii)労災補償課配布資料が添付されている。このうち，(ii)の文書の別表の2欄に掲げる部分には，裁判を行っている個人名が記載されており，当該情報は，単独では特定の個人を識別することはできないが，管轄の労働局，判決の日程から，特定の個人が識別され，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがある情報であり，法5条1号本文に該当し，かつ同号但し書きイからハまでに該当しないため，当該部分については，不開示とすることが妥当である。

また，(i)の文書の別表の2欄に掲げる部分には，特定法人の名称が記載されており，当該情報は，公にすることにより，当該法人

等の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であり，法5条2号イに該当することから，当該部分については，不開示とすることが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 平成28年5月10日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月26日 審議
- ④ 同年6月23日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年8月30日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 平成29年6月1日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑦ 同月29日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件開示請求は，「特定事務連絡を受けて広島労働局内において，石綿関連文書の取扱いに関して，会議，打合せ等話し合う場がもたれた場合にはその内容を記載した文書（配布資料を含む）」（本件請求文書）の開示を求めるものである。

処分庁は，原処分において，文書不存在による不開示決定を行った。

これに対し，審査請求人は，原処分を取り消し，本件請求文書の開示を求めている。

諮問庁は，諮問に当たり，文書不存在により，本件請求文書を不開示とした原処分を取り消し，「部議の記録」（本件対象文書）を新たに特定した上で，その一部を法5条1号及び2号イに該当することから不開示とすることが妥当であるが，その余の部分については開示すると説明する。

このため，本件対象文書を見分した結果を踏まえ，以下，本件対象文書の特定の妥当性及び諮問庁が不開示とするとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し，本件対象文書を特定すべきと判断した経緯等について詳細な説明を求めさせたところ，以下のとおりであった。

ア 本件請求文書は，存在するとすれば，広島労働局内において，特定事務連絡が発出された後に，石綿関連文書の取扱いに関して，会議・打合せ等話し合う場（打合せ等）が持たれた場合にその内容を記載した文書であり，打合せ等の議事録，議事概要，配布資料であると判断した。広島労働局では，平成27年10月5日に同労働局労働基準部において開催された定例の部議において，労働基準部長から石綿に係

る文書管理のルールについて指示が行われていたことが確認されたが、同労働局は、話し合いを行ったものではなく、特定事務連絡を契機として開催されたものではないと狭義に解釈し、原処分に当たり、当該部議の記録については、本件請求文書に該当しないと判断していたことが分かった。

イ 本件審査請求を受けて改めて検討したところ、本件請求文書と同様な文書の別件開示請求を受けた際に定例の会議等において特定事務連絡に係る議題が取り上げられていた場合には、当該定例の会議の記録等が開示決定されていることに鑑み、本件についても、特定事務連絡を契機に開催した会議等に限らず、広く解釈して、定例の会議等であっても開示請求の対象として特定すべきと判断することとした。

このため、本件審査請求を受けて改めて処分庁に本件請求文書の存否の確認を指示した際には、処分庁において文書を探索すべき範囲は、特定事務連絡に基づき石綿関連文書の保存状況を報告した後に開かれた定例の局内の会議や労働基準監督署長会議等も含め、特定事務連絡の発出日から本件開示請求日までの間に行われた定例の局内の会議等の記録も含めるべきであることを連絡、指示した。

ウ 広島労働局では、上記イに沿って、文書の探索を行った結果、当該部議の記録を新たに本件請求文書に該当する文書として特定すべきと判断したものである。また、広島労働局において、当該部議の記録以外に、本件請求文書に該当する文書として特定すべきものは存在しない。

(2) 本件請求文書は、開示請求書の記載内容からすると、その範囲は、必ずしも、特定事務連絡を契機に開催したものに限られるということではできず、諮問庁が、本件請求文書について、原処分よりも広く解釈して、新たに定例の部議の記録（本件対象文書）を本件請求文書に該当する文書として特定すべきと判断したことは、本件開示請求の趣旨に沿うものであると認められる。また、本件対象文書を見分したところ、諮問庁の説明のとおり、労働基準部長から石綿に係る文書管理のルールについて指示が行われた旨が記載されていることが認められる。

したがって、諮問庁が特定すべきとしている本件対象文書は本件請求文書に該当すると認められる。

(3) また、処分庁が行った文書探索は、上記(1)イ及びウのとおり、特定事務連絡を契機に開催した会議等に限らず、文書の範囲を広く解釈した上で行われたものであり、不十分なものとはいえ、広島労働局において、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書を保有していないとする上記(1)ウの諮問庁の説明は不自然・不合理であるとは認められない。

したがって、広島労働局において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

### 3 不開示情報該当性について

#### (1) 法5条1号該当性について

本件対象文書の行事予定表の不開示部分（別表の1欄の(ii)）は、裁判を行っている個人の姓であり、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するものと認められ、また、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

#### (2) 法5条2号イ該当性について

本件対象文書の1頁の不開示部分（別表の1欄の(i)）は、特定の法人の名称であり、労働基準部長の指示において離職者対策等が必要とされる法人として掲げられているものである。当該部分は、これを公にすると、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書に対し、これを保有していないとして不開示とした決定について、諮問庁が新たに本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とすべきとしていることについては、広島労働局において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定すべきとしていることは妥当であり、また、不開示とすべきとしている部分は、同条1号及び2号イに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

#### (第3部会)

委員 岡島敦子、委員 葭葉裕子、委員 渡井理佳子

別表

1 諮問庁が新たに特定する平成27年10月5日開催の部議の記録（本件対象文書）	2 諮問庁が不開示とすべきとする部分	3 諮問庁が主張する不開示情報該当性（法5条該当号）
(i) 部議記録	1頁14行目20文字目ないし23文字目	2号イ
(ii) 平成27年10月の行事予定表	労災補償課欄のうち以下の部分 ・10月8日欄1文字目及び2文字目 ・10月15日欄1文字目及び2文字目	1号
(iii) 労災補償課配付資料	なし	